

APEC財務大臣への提言



全文

APECビジネス諮問委員会（ABAC）は、APEC財務大臣へ2010年版報告書及び提言書を謹んで提出する。今年、ABACは均衡ある、あまねく広がる、持続可能で、革新的かつ安全な成長戦略を描くことに注力した。金融業界の見解を代表するABACの金融・経済作業部会は、資本市場の深化、強化、統合と域内産業・社会基盤の高度化を図るべく、持続可能な発展及び経済統合の問題に取り組むとともに、キャパシティ・ビルディング及び地域経済協力を通じて脆弱なセクターのニーズに取り組んだ。

前例のない金融危機後の世界経済の回復が始まって間もない中、アジア太平洋地域は重要な成長センターとみなされている。景気刺激策がこの成長に貢献してきた。市場にはソブリニリスクの高まりに対する懸念があり、G20首脳は健全な財政状況の回復に全力を傾けてきたが、出口政策の実施時期の選択について慎重に対処しなければならない。時期尚早な出口政策の実施は、経済回復の萌芽を阻害する一方、行動の遅れは、とりわけAPECの成長センターである参加国・地域に対して、大きな副作用を及ぼすだろう。財政金融政策は各参加国・地域の個別の状況を反映しなければならない一方、世界中で緊密な連携を維持しなければならない。財政の持続可能性を回復するための確かな中長期計画を策定しなければならない。また、APEC参加国・地域は、アジア太平洋地域外で発生する緊急事態にも十分な準備を整えなければならない。チェンマイ・イニシアティブのマルチ化（CMIM：Chiang Mai Initiative Multilateralization）契約が発効したことは最も歓迎すべきことである。クロスボーダー有価証券担保管理などの市場に流動性を供給するための補完策を迅速に策定する必要がある。アジア太平洋地域の安定を達成するとともに、新たな貿易障壁、関税の新設・引上げ、移転価格の操作、金融・産業政策を通じたあらゆる形態の保護主義を回避するため、APEC首脳には緊密なコミュニケーションと連携が求められる。

アジア太平洋地域の重要性が高まる中、一連の行動目的が必要となる。第一に、APEC参加国・地域は、均衡ある成長及び経済統合を促進するために、政策協力及び開かれた市場を維持しなければならない。第二に、域内のニーズに取り組む健全かつ効率的な金融システムが、規制改革及びリスク監視の改善を通じて構築されなければならない。第三に、安定した世界的な金融・通貨アーキテクチャーを発展させるとともに、貿易・投資の自由化・円滑化を支援する既存の国際機関を強化しなければならない。第四に、すべての国にとって力強く、かつ持続可能な成長が促進されるよう、キャパシティ・ビルディング及び域内の経済・金融協力を強化しなければならない。

我々の提言を作成するに際し、我々は、APEC財務大臣プロセス及びG20の3つの成長アジェンダ(より力強く、より持続可能で、均衡ある成長)にしたがって提言を作成した。我々が特に注目したのは、サブリージョナル金融統合を通じた地域統合の促進、伝統的な銀行業を補完するためのイスラム金融の促進、インフラに関する官民連携の促進、債券・株式市場の拡充、とりわけ金融機関を対象とした規制枠組みの改善、国際会計基準の改善、環境ファイナンス、中小・零細企業向け貸出、ソーシャル・セーフティ・ネットの拡充、ファイナンシャル・インクルージョンである。

キャパシティ・ビルディングは域内協力の重要な要素であり、ABACは、APEC金融システム・キャパシティ・ビルディング・アドバイザリー・グループ(以下「アドバイザリー・グループ」)を通じた域内の官民連携に関するアイデアを展開するために、主要な国際機関との協働を引き続き強化する。今年、アドバイザリー・グループは、数多くの問題について討議するとともに、今後進むべき道に関する提言を提供するために、いくつかの重要な活動を引き続き実施した。ABACは、この報告書の様々な箇所にも反映されている有益な見解・提言を含むアドバイザリー・グループによる2010年版報告書を支持する。

1. より力強い成長の促進

A. サブリージョナル金融統合を通じた地域統合の促進

今日、APEC参加国・地域は、またもや域外で発生した危機に直面しており、これにより均衡ある持続可能な経済成長の達成が阻害される可能性がある。域内金融統合の促進は、引き続き喫緊の課題である。2010年5月2日にウズベキスタンのタシケントにおいて開催された第13回ASEAN+3財務大臣会議において、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化(CMIM: Chiang Mai Initiative Multilateralization) 契約が2010年3月24日に発効し、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO: ASEAN+3 Macro-Economic Research Office)と呼ばれるCMIMの域内マクロ経済監視ユニットに関するすべての主要要素に合意したと発表された。ABACは、APECにとって良きモデルとなる域内金融協力に向けたこのような最近の国際的イニシアティブを支持する。ABACは、AMROを設置することにより、とりわけ新興参加国・地域を巡る資本の流出入など、不安定なクロスボーダーでの資本移動の監視が拡充されるとともに、域内通貨単位(RMU)の研究を含む新興参加国・地域の金融に関するキャパシティ・ビルディングの強化においても、支援が充実するだろうと期待している。しかしながら、域内構造の発展は、既存のグローバルな機関及び構造に代替したり、模倣したりするのではなく、それらを補完するものでなければならない。

- アジア太平洋地域外で発生する金融危機の伝染に対する脆弱性を軽減するために域内金融統合を促進すること。CMIMをAPEC域内における金融の安定性を拡充するためのプラットフォームとして発展させること。

- CMIMの有効性を高めるために発動メカニズムの一層の改善について検討すること、とりわけスワップ発動に当たって国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）支援プログラム遵守なしに行われる部分が現行20%に留まっていることを見直すこと。
- AMROを通じて域内マクロ経済の監視を強化すること。

B. イスラム金融の活用

イスラム金融と従来型の金融システムの共存は、金融市場の裾野を広げ深化させることによって、金融システムの強靱性を一層促進することができる。APEC域内のイスラム教徒のコミュニティから集められ、貸出が行われていないイスラム資金は、中東からのイスラム資金と共に、域内の成長を加速するためにインフラの発展など域内における金融ニーズを支援することができる。イスラム教徒のコミュニティが資金調達できる機会を増すことで、コミュニティの経済統合及び安定性が高まるだろう。商業倫理、良心、責任、投資家と被投資会社間における公平な契約などの重要な価値観は、イスラム金融の基本原則の中に組み込まれている。イスラム金融は実体経済と直接結びついており、基礎となる活動に裏打ちされた確実性を有している。このように、イスラム金融は、商業倫理を高めるとともに、一層の透明性及び情報開示を促進するための良き基礎となりえる。また、シャリア法に基づき投機取引が禁止されていることから、イスラム金融は金融バブルを阻止することができる。最近では、イスラム金融業界は国際金融システムの根幹となるまでに発展を遂げ、シャリア法を遵守している資産の約80%がイスラム金融機関において保有されている。イスラム金融は包摂的で、イスラム教徒及びイスラム教徒以外の者の双方を対象としており、従来型の金融システムと共存することが可能である。それにもかかわらず、イスラム金融の取引の性質上、促進するにあたっては多くの阻害要因がある。APEC参加国・地域において、イスラム金融に公平な競争条件を確保するとともにイスラム金融を実行可能にするためには、租税、規制、会計に関する諸問題に取り組む努力が必要とされる。

- 市場によるイスラム金融の認知度を高め、成長を促進するために、専門家及び研究者の能力を向上させること。APECの各参加国・地域において、イスラム金融のハブとして機能することができる域内教育研修機関を設立し、発展させること。
- 国内／クロスボーダー取引に関する課税措置（印紙税、利益のマークアップ・取り扱い、預金）などの阻害要因を撤廃し、参加国内・地域内の税務当局、中央銀行、財務省間における連携を強化すること。イスラム金融商品に関する、規則及び手続きを含む規制枠組みを維持すること。

C. インフラに関する官民連携の促進

アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）とアジア開発銀行研究所（ADBI：Asian Development Bank Institute）の共同研究によれば、2010年から2020年までの期間の国内・域内インフラ需要を満たすために、アジアは年間平均約7,500億ドルの投資を必要とする。これらの需要を満たすことを支援するため、官民連携を活用できる大きな可能性がある。しかし、この目的達成のために官民連携が有効に活用されるには、公的部門と民間部門間における情報の非対称性、資本市場の拡大・深化、公的部門・民間部門との連携に

おける多国間機関のより積極的な役割といった重要な問題に取り組む必要がある。政府、国際金融機関、民間部門間におけるインフラに関する域内連携は、これらの問題への取り組みを支援する。この連携の重要な要素は、域内インフラに関する官民連携促進プロセスへの民間部門による持続可能で継続的なインプットを確保する仕組みであり、APEC、多国間機関、政府と緊密に協働することが大切である。

- 域内におけるインフラに関する官民連携の発展を促進するために、民間部門、政府、多国間開発機関と協働を行う先駆的イニシアティブとしてインフラに関するアジア太平洋地域パートナーシップ（APIP：Asia-Pacific Infrastructure Partnership）を創設すること。

D. 債券・株式市場の発展

近年、域内の債券市場は重要な発展を遂げているものの、新興債券市場は依然民間部門の資金調達需要を満たすには決して十分ではない。引き続き深化・流動性に関連した供給上の制約、市場インフラ、法令・政策・規制枠組みが、市場の発展とりわけ社債市場の発展にとって重要な障害となる。APEC参加国・地域は、株式市場を含む資本市場の裾野を広げる際に発生する難しい問題に対応する必要もある。

クロスボーダーの資金移動の増大と新たな商品・サービスの導入の促進は、債券市場、株式市場、域内の資本市場の発展に引き続き大きく貢献するだろう。上場投信（ETF：Exchange Traded Funds）など域内外における上場ファンドの重複上場によって、投資家はより低いコストで高いリターンを得られる可能性がもたらされ、投資選択の幅も広がる。しかし、政府は、非上場ファンドのクロスボーダー認識という、未だ検討されていない重要な要素について議論を開始しなければならない。

非上場ファンドのクロスボーダー認識について域内の合意がない中、APEC参加国・地域の中には欧州の規制の仕組み（UCITS：Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities）に依存している国・地域もある。APEC参加国・地域が、域内における非上場ファンドの組成、販売、運用、事務管理を認める一連の規制に合意できる場合には、参加国・地域にとって投資の選択肢及び雇用機会に新たな重要な幅が生まれる。域内におけるファンドのリサイクル及び地域統合も促進される。

- 外国発行者を含む発行者ベースの拡大を促進するために、特定投資家だけが参加できるホールセール証券市場（一般投資家を保護するために設計された情報開示ルールよりも緩やかなものが適用される市場）を発展させること。各参加国・地域は、このような仕組みを創設し、有価証券の決済の域内制度を発展させるために最終的には協働し、域内プロ向け証券市場を創設するために参入障壁を撤廃し、一歩前進することができる。
- クロスボーダー決済の障害を減らすために、政府・規制当局と市場参加者間において協働すること。公的部門は、税制、外為管理、投資家登録、オムニバス口座、割当に関連した障害に取り組むために先導的役割を担わなければならない。民間部門は、メッセージング・フォーマット及びプレマッチングに関連した障害に取り組むため率先して努力しなければならない。公的部門と民間部門は、現金管理、現物証券、証券コードの付与、決済サイクルに関連した障害に取り組むために協働しなければならない。

- 主要な国内外の金融機関及び投資家がクロスボーダー担保市場に参加できるように、域内を通じて外国有価証券を適格担保として利用することを促進すること。これらの市場において、債券はマネーマーケット取引における担保として積極的に利用したり、買戻条件付取引において取引したりすることができ、債券市場の流動化に寄与することができる。現行の制度は、新たな二国・地域間の取決めを構築し、地域全体のシステムへと発展させるための出発点としてとらえることができる。
- 強固なグローバルスタンダードを目指して、会計基準、情報開示制度、コーポレートガバナンスプラクティスの域内全体における収斂を促進するために、政府、規制機関、信用格付機関、市場参加者間における共同努力を継続すること。
- ファンドパスポートスキームを導入するために、先駆的イニシアティブをとること。このようなスキームは、APEC参加国・地域を通じて広く合意された一連の共通したファンド投資ガイドラインを遵守した合同運用型ファンドの販売を促進することを意図している。このようなスキームは、非適格ファンドに比べて一般投資家保護・規制の優れた基準を提供するよう設計されなければならない。APEC参加国・地域を通じてファンドの販売に適用できる一連の共通ガイドラインの策定は、関連する規制・税制上の障害と通貨問題に取り組む努力を伴う必要がある。とりわけ社債市場については、すでに供給量が限定されている債券を求めて追加ファンドが設定され、スプレッドがさらに小さくなり、資本の配分プロセスが歪められる可能性が生じる前に、共通の格付基準、発行者情報提供機関の利用／透明性、破産法等を含む、授權枠組みを最初に強化する努力を行わなければならない。投資家が、法令・政策・規制の強力な枠組みから恩恵を受けることは明らかである。

2. より持続可能な成長の確保

A. 規制改革の進展

世界経済は一般的に考えられるよりも早いペースで回復したとは言え、その回復は主として民間需要の回復というよりも主要各国・地域によって取られた積極的な財政刺激策が牽引役となっており、金融仲介機能の完全な回復は依然不確実である。一部のAPEC参加国・地域においては、金融機関のバランスシート上の減損資産が引き続き問題となっている。ABACは、持続可能な景気回復がすべての成長アジェンダの根幹を成すものと考え、回復力があり、安定した融通性のあるビジネス環境の発展が極めて重要である。

ABACは、様々な規制改革努力が世界中において行われていることに留意している。しかし、ABACは、APEC参加国・地域が、現在の規制改革努力が取り組もうとしている金融システムの脆弱性を抱えた国・地域とは非常に異なった社会・経済構造、発展段階、ビジネスモデルを有していることを強調したい。例えば、アジアのほとんどの金融機関は、欧米の金融機関に比べ比較的厚い預金ベースを有し、リレーションシップ・バンキングに一層の重きを置いている。

ABACは、金融機関による行き過ぎたリスクテイクを減らすことを目的とした強靱な世界的規制枠組みを構築することを支持するが、ABACは、規制資本の増加は一般的にこの目標を達成する助けとはならず、むしろ持続可能な景気回復を阻害することによって逆効果を生むだろうと考える。同時に最低流動性要件を導入することは、とりわけ、発展途上国・地域及び多くの先進国・地域の双方において革新、ファイナンシャル・インクルージョン、雇用の主要な源泉である中小・零細企業といった借り手にとって、金融仲介機能及び必要とされる流動性の供給のインセンティブを低下させることによって、この問題を悪化させる可能性がある。今回の危機が、主として投資銀行及びノンバンク部門による行き過ぎたリスクテイクによってもたらされたものである点に鑑み、バーゼル銀行監督委員会が提案した新たな規制が、商業銀行の金融仲介機能又はノンバンクによる同等の貸出に、不必要な影響を及ぼさないようにすべきである。

規制の導入に当たっては国際的協調が必要であり、各参加国・地域に特有の経済状況、金融機関のビジネスモデル（例えば、銀行と保険会社のビジネスモデルの相違）、税制・会計制度を斟酌すべきである。また、規制は、各参加国・地域において、商業ベースで又は他のサービスサプライヤーと競合しながら金融サービスを提供するすべての市場参加者が、同じ方法で同じ規制当局によって所管される同じ法令・規則を遵守しなければならないことを確保する必要がある。規制改革の目的は金融仲介機能を強化し、安定させることであることから、ABACは、規制改革案の多くが個別には最適なものであるように見えても、各国・地域で積み上がると銀行などの規制対象となる金融機関の金融仲介能力を損なう可能性があることを危惧している。例えば、世界的金融危機に対するバーゼル銀行監督委員会の対応は、「一つの規制ですべてを賄う」規制改革とならないようにすべきであるというものである。新たな規制は、参加国・地域間の相違を認識しなければならない。とりわけ、監督官庁によるレビュー（第2の柱）を通じて問題に最もよく取り組むことができる場合には、発展途上国・地域がバーゼル銀行監督委員会の枠組みを各国・地域の状況に有効に適応させることができるように、監督能力を強化する必要がある。最も基本的なことは、新たなバーゼル銀行監督委員会の基準及び関連するグローバルな改革措置が中小・零細企業その他の高リスクの借り手向けの適切に管理されたリスクを伴う貸出を阻害するまでに至り、結果的により裾野の広い包摂的な経済成長政策を損なわないよう慎重に対応しなければならない。

ABACは、トロントにおけるG20の合意を支持する。とりわけ、ABACは、為替レートの行き過ぎた変動及び秩序のない動きが経済・金融の安定にとってマイナスの結果をもたらすというG20の評価に同意する。また、ABACは、財政状態が改善し、景気回復が確認された場合に、金融機関の資本・流動性基準の強化ルールを段階的に実施するというG20の合意についても歓迎する。さらに、ABACは、均衡ある成長を達成するために重要である、流動性の高い資本市場及び効率的な金融サービスを展開する努力の方向性において、G20参加国とAPEC地域の間には相違及び対立がないことを確保することが重要であるとも考える。

- 資本及びレバレッジを含むもののそれに限定されない重要な指標の水準決定については、民間部門との緊密な協議及び対話を継続すること。新しい規制がビジネスを行う上でのコストに及ぼす影響について見直し、評価すること。
- 資本バッファを導入する際の景気後退をもたらす可能性について考慮すること。ABACは、景気動向に応じて資本規模を調整することは極めて困難であると考え。したがって、ABACは、潜在損失に備えるための引当と資本との区分に関して、十分な考慮が向けられるべきであると考え。
- 金融機関のリスクテイク能力を超えた活動を規制すること。金融機関のリスク監視能力及び財務内容を強化すること。
- 発展途上国・地域の金融規制当局が監督能力を強化できるよう、また各参加国・地域の状況及びビジネスモデルに合致する形でバーゼル銀行監督委員会の枠組みを有効に採用できるように、キャパシティ・ビルディング努力を行うこと。
- 流動性の高い資本市場及び効率的な金融サービスを発展させるために、G20の規制改革の結果と域内努力の間の一貫性を確保すること。

B. 国際財務報告基準 (IFRS : International Financial Reporting Standards) の採用

ABACは、質の高い単一のグローバルな会計基準の導入を目指すG20のイニシアティブを支持する。ABACは、IFRSなど強固な共通の会計基準の導入は、APEC域内における資本市場の更なる発展を強化するとともに、持続可能な経済成長を促進するものと考え。しかし、景気循環が民間部門の経済活動に与える効果を最小限に抑えるために、IFRSの様々な要素について研究を行わなければならない。これらの研究は、会計ポリシーが実体経済及び企業経営に与える影響に焦点を当てるべきである。バーゼルII（及びその改訂版）や保険監督者国際機構（IAIS : International Association of Insurance Supervisors）の原則など、他の規制枠組みとの一貫性についても注意深く研究しなければならない。これらの枠組みについて研究を行う際に、すべての業界は同じではないことを認識しておくことが特に重要である。例えば、外見上似ているものの、保険業は銀行業とは大きく異なるものである。

また、APEC地域は、会計基準に関するグローバルな議論に有効な貢献をするよう尽力しなければならない。会計基準は、企業の経営実績を理解するとともに、長期に亘って企業価値を生むために、経営者が活用する最も重要な経営ツールのひとつである。IFRSの導入には一定の融通性を持たせ、財務諸表作成の負担を軽減するために各参加国・地域のビジネス慣行を反映しなければならないが、参加国・地域が受け入れるべき基準を選択することを認めるべきではなく、またIFRSを地域の事情に合わせて変更することも認めるべきではない。

- 国際会計基準審議会 (IASB : International Accounting Standards Board)、APEC、ABAC間における適切なコミュニケーションを確保するために、IFRSの円滑な導入に関する研究について議論するタスク・フォースを設置すること。
- 非財務情報及び金融商品、とりわけ非流動性資産（例えば、IFRS第7号に定めるレベル3資産）の公正価値を計算する際の恣意的な取り扱いを避けるために、明確なガイドラインを策定すること。

- 金融セクターによって提供された個々のローンの時価評価実施に伴うコストについて考慮するとともに、国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）第39号において提案されている今後の規定を実施する場合には、民間部門との緊密な対話を継続すること。
- 企業の損益計算書に重要な影響を及ぼす可能性がある改訂（例えば、年金会計に関するIAS第19号）を行う際には、民間部門と入念に調整を行うこと。

C. 環境ファイナンス

企業は、ポストコペンハーゲンの時代において以前よりさらに高い水準の環境規制リスクに直面している。国際社会が、環境問題に対する政策対応として「一つの規制ですべてを賄う」という考え方を避けたことは正しい対応である。また、環境の質を改善し、温室効果ガスの排出量を削減するための多くの政策アプローチは、高度に中央集権化し、高度に規範的なものに基づいている。これらのアプローチは、要求される環境面の成果を正確にかつ測定可能な形で定義しつつもそれぞれの市場参加者に知識・状況に最も合致する特定の解決策を模索させるアプローチに比べ、経済的観点から見るとはるかにコストがかかる。

一方、民間部門は現在、とりわけ発展途上国・地域において再生可能エネルギープロジェクトの分野における我々の活動の拡大を図る中、重要な難しい問題に直面している。再生可能エネルギープロジェクトの拡充には、商業ベースで採算が合うように実現可能性ギャップを埋め、民間投資家にとってプロジェクトを実現可能なものとするために、保証、補助金、税制優遇措置といった形態での公的部門の積極的な関与が必要とされる。このような商業上の実現可能性ギャップには、規制によって低水準に据え置かれている又は廉価なエネルギー源（水力発電費用）を基準とした小売電気料金、各参加国・地域の信用状態に関連したリスク、電力購入者の脆弱な財務状態、再生可能エネルギーのインセンティブ及び規制の欠如（又は不十分さ）、免許手続き・法制度の透明性の欠如、金融市場の効率性・流動性の欠如が含まれる。

- 政策枠組みにおいて、化石燃料の利用に対する補助金削減への再度の取り組み、エネルギー技術の民間部門の応用研究開発の促進及び代替エネルギー源の促進に対する税額控除又は補助金といった優遇措置などを含む、一連のハイレベルの原則を策定すること。規制制度を設計する際に、政府は産業界と協議する必要がある。
- 再生可能エネルギープロジェクトに十分なキャッシュフローが供給されるように、インセンティブ及び規制を導入すること。ホストとなる政府は、これらのインセンティブプログラムを継続するために、強力かつ実行可能な公約を維持しなければならない。
- プロジェクトのホストとなる参加国・地域の政府又は国際金融機関（IFI：International Financial Institutions）が、電力購入者に対し信用補完を行うこと。また、金融市場の効率性及び流動性を向上させるとともに、資金不足ギャップを埋めるための措置を導入する必要がある。

3. より均衡ある成長の達成

A. 中小・零細企業の資金調達機会の拡大

ABACは、担保付貸出の枠組みの拡充を通じて、商業貸出を促進する分野において、企業、とりわけ中小・零細企業向けのファイナンスを促進する改革イニシアティブを強く支持してきた。中小・零細企業は一般的に大企業に比べて脆弱で、世界経済環境による影響をより強く受けやすい。金融機関との深い関係がない場合が多いことから、中小・零細企業は様々な形態の資産担保型の資金調達に依存している。中小・零細企業が域内の経済成長を牽引する極めて重要な役割を果たしていることから、この市場に流動性を供給するよう、資産担保型の貸し手にインセンティブを与えるため、担保付貸出の透明性があり効率的な法律インフラを促進する規制イニシアティブを実施しなければならない。

ほとんどの中小・零細企業は銀行が要求するように担保として土地・建物を提供できないことから、銀行融資の利用が制限されている。商業銀行は通常、担保付ローン（担保設定を伴うローン）を提供している。土地・建物には、確固たる所有権の登記と評価制度が通常備わっていることから、土地・建物は担保として利用される最も広く受け入れられている種類の資産である。

多くの先進国・地域において、担保法は、棚卸資産、機械、設備の他に、売掛金、知的財産、他社の持分権、賃借権などの無形資産も対象としている。したがって、より信頼性が高い担保付貸出に関する法律が促進された場合には、これらの資産を保有している企業、とりわけ中小・零細企業は資金調達の機会が拡大する。これらの法的改善には、抵当権が設定でき、第三者対抗要件を具備できる担保の種類を拡大するだけでなく、このような担保権が統一的かつ唯一の、一般に検索可能な登記に関する規定も含まれる。これにより、貸し手にしばしば不安をもたらし、高リスクの借り手への融資を抑制する「隠れたる抵当権」の問題を避けることができる。短期のキャッシュフロー問題を経験しているものの、問題処理と企業再生を可能とする実行可能なビジネスモデルを有している企業に対する流動性の提供を促進するために、再建企業向け融資に関するより詳細な規定を促進するという改革についても考えなければならない。

担保付貸出の規制プロセスを改善する他、ABACは、域内の多くの参加国・地域において中小・零細企業の資金調達機会を拡大する上で重要な問題となる適切な仕組みを有する信用情報システム及び法的枠組みを発展させるとともに、保証の形態で商業上の資金調達ギャップを埋めることが重要であると考えます。電子手形の導入など現代の技術発展は、不正リスクを抑え、中小・零細企業が利用できる資金調達ツールを拡大する可能性がある。また、世界的な事業拡大を目指す中小・零細企業を支援するため、課税問題などすべての障害を取り除くことも重要である。

- 中小・零細企業の資金調達機会を拡大するために、適切な仕組みを有する信用情報システム及び法的枠組みをAPEC参加国・地域が発展させることを支援することに焦点を当てた中小・零細企業ファイナンス・イニシアティブに着手すること。
- 信用保証の形態で信用強化を提供すること、中小・零細企業の財務活動・国際活動を促進するためにより良い規制枠組みを導入することによって、中小・零細企業のビジネスの発展を支援すること。
- 効率的で透明性の高い単一の担保の登記及び信頼性のある評価制度を導入すること。これにより、債権者が優先担保と自分が有する担保の優先順位を確実に判断でき、ローンが債務不履行に陥った場合にローンを回収するために担保権を行使し、担保を流動化させるために迅速に行動することができる。ローンに担保を設定するために、土地・建物の他に担保として様々な資産を認識する担保法を導入すること。再建企業向け融資の機会を増やすこと。

B. ソーシャル・セーフティ・ネットの拡充

十分な社会保障政策の実施は、企業が直面している困難な問題を緩和し、雇用を安定化させる上で積極的な役割を果たすと同時に、経済発展のパターンを変容させるための強力な推進力となる。したがって、社会保障政策は、経済成長の持続、国内需要の刺激、経済改革の実現、人々の福祉の改善に大いに貢献する。

- 人口の高齢化、雇用形態の多様化、都市化の加速など各参加国・地域の特質に従い、企業退職者の関連する保険金・基礎年金、最低生活基準を引き上げるために社会保障政策を実施すること。
- 拠出型方式の十分な年金制度を導入すること。APEC参加国・地域は、域内における十分な労働力の流動性を可能とする年金制度を促進するために必要な協定を締結しなければならない。

C. ファイナンシャル・インクルージョンの促進

多くのAPEC途上参加国・地域において、成人人口の大部分、とりわけ経済ピラミッドの最下層に属する者、地方に住んでいる者、女性が、依然として金融サービスを利用できない状況にある。この数年間に、マイクロファイナンスが、とりわけ技術・革新の導入のおかげで、サービスの提供コストが下がり、限定的にこの問題に取り組む最初のツールとして有効であることが証明された。APECは、マイクロファイナンスの促進の様々な側面に取り組む政策改革の成功経験を共有するために有効なプラットフォームを提供することによって、ファイナンシャル・インクルージョンの拡大に大きく貢献する大きな可能性を有している。規制改革措置は、ファイナンシャル・インクルージョンを促進するためにどのような政策が必要とされるかに関する最近の包括的な研究を考慮に入れ、金融の健全化基準を遵守する一方で、必須の規制に消費者ニーズに対応した商品を仕組む融通性を残さなければならない。金利規制、貸出上限、情報開示要件、引受規範などの措置は、このイニシアティブに基づく包括的分析に含まれなければならない。

- 2009年にABAC及びAPEC金融システム・キャパシティ・ビルディング・アドバイザー・グループが提案したAPEC財務大臣プロセスに基づき、APECファイナンシャル・インクルージョン・イニシアティブを立ち上げること。